126号
昭和42年(1967)
6月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)(2)2151番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
（5月末日現在）

世帯数	7,644
男	17,464人
女	18,904人
計	36,368人

今月の市税

▷固定資産税(第2期分)
▷軽自動車税随時徴収
▷国民年金保険料
（第1期分）
納期　6月30日

改選後の初市議会終る

議長に椿明氏
副議長に川上理吉氏

改選後はじめての市議会である第三回市議会臨時会が、さる五月十三日午前十時から開かれ、三十人の全議員が、出席、荷頃婦人会など多数の傍聴者が見つめるなかで議長副議長、各常任委員など決めたのち議案審議に入り、新旧議員の活発な発言があり市長提出の議案五件を原案どおり可決して午後三時〇分閉会しました。

副議長　川上理吉　議長　椿　明

この日は、あらかじめ事務局から指定された席に全員が着席、事務局長から最年長議員である西川松次氏が紹介され、地法自治法の規定により臨時議長として議長席につき午前十時三分開会を宣告しました。つづいて山井市長から当選に対する祝意のあいさつがあったあと、仮議席の指定があり、ただちに議長選挙に入りました。

選挙は、単記無記名投票で行なわれ、開票の結果、椿明二十四票、大崎龍伍十二票、今非義一一票、白票三票で椿明氏が議長に選任され、西川臨時議長と議長を交替し、引きつづいて副議長選挙に入りました。

選挙は、議長選挙と同様単記無記名投票で行なわれ、開票の結果、川上理吉二十一票、大崎龍伍二票、栃村守男一票、今非光隆一票、今井義一一票、渡辺芳夫一票、西川松次一票で川上理吉氏が副議長に選任されました。

このあと各常任委員会の所属決定および正副委員長の選任、議席の指定などについては、あらかじめ別室で協議会で審議することになり、午前十一時二十一分休けいに入りました。

午後二時一分本会議が再開され、あらかじめ協議会で審議した結果について事務局長から報告があり、各常任委員会の所属など次のとおり決定しました。

このあと市長から提出された次の議案五件が審議され、いずれも原案どおり承認、議決されました。

〔議案〕
▽市税条例の一部改正
▽新潟県消防団員等公償組合の共同処理する事務及び規約の改正
▽専決処分の承認
▽監査委員の選任
▽専決処分の承認

【写真は，改選後の初市議会＝理事者席後方から撮る】

青　黄　赤

市内に初の交通信号機
電報電話局前に設置

【写真は設置された交通信号機】

市内で初の交通信号機が、栃尾電報電話局前の三さ路に設置されました。これは、栃尾ライオンズクラブ（会長大橋庫之助）が県公安委員会に寄贈されたもので、自動車用と歩行者用を組み合わせた簡易信号機で、一式約五十万円のものです。

設置された栃尾電報電話局前の交差点は、学童、園児が通うところであり、しかも交通量が多いことからいままで一時停止になっていたところです。

この信号機の点燈式が、春の全国交通安全運動期間中のさる五月二十九日山井市長はじめ関係者多数が参列して行なわれ、式終了後栃尾小学校児童による渡りぞめがありました。

これまで市内には交通信号機がなかったため、信号機のある市などに行ったとき、とまどいがちでありましたが、これからは、学童や園児はもちろん一般市民の交通教育に役立つことでしょう。

これからは信号機に慣れるとともに、信号をよく守って事故を起さないようにいたしましょう。

各常任委員決まる
委員長など互選

各常任委員会の委員が次のとおり選任され委員の互選により◎＝委員長、○＝副委員長も決まりました。（敬称略）

総務文教委員会（八名）
◎大崎龍伍　○星五十里
渡辺芳夫　今井義一
丸山保雄　小林幸一
八木茂助　仲野長雄

建設委員会（八名）
◎平林与一郎　○今井正義
諏佐良数　西川清二
平沢武雄　荒木伊作
嘉代善一　西川松次

産業委員会（七名）
◎竹淵　衛　○今井光隆
佐藤祝一　椿　才二
川上理吉　川田仁一郎
桜井藤雄

厚生委員会（七名）
◎栃村守男　○斎藤勇吉
高橋清二郎　諏佐久雄
山内トヨノ　田中由太郎
椿　明

議会運営協議会
委員も決まる

議会の申し合わせによる議会運営協議会委員が選任されました。これは、副議長と各常任委員会から選出された一名ずつの計五名で構成されており、委員の互選により◎＝委員長、○＝副委員長も決まりました。（敬称略）

◎田中由太郎（厚生委選出）
○川田仁一郎（産業委選出）
川上理吉（副議長）
小林幸一（総文委選出）
嘉代善一（建設委選出）

監査委員は仲野長雄氏

議会選出の市監査委員韮沢安兵衛氏（大字泉）は、昭和四十二年四月三十日任期が満了になったので、市長は後任者として仲野長雄氏（大字栃堀）を選任し、議会の同意を得て決定しました。

都市計画新潟地方審議委員

都市計画審議会令の規定によって、都市計画新潟地方審議委員が次のとおり選ばれました。（敬称略）

八木茂助　西川松次
西川清二　桜井藤雄
高橋清二郎

中越精薄施設組合議会議員
山内トヨノ氏

新潟県中越精神薄弱児施設組合の規約による組合議会の議員に、山内トヨノ氏が選任されました。

地方税の一部改正
老年者等の負担を軽く
7月1日から適用

昭和四十二年度分の個人の住民税等に対する地方税法等の一部が改正されましたのでそのおもな点をお知らせいたします。

一、住民税について

◎非課税範囲の拡大

老年者、障害者、未成年者寡婦のかたがたについては、前年の所得金額が、二十四万までについては、非課税でしたが、こんど二万円引き上げられ二十六万円までとなりました。

◎事業専従者控除額の引き上げ

中小企業者の税負担の軽減をはかるため、事業専従者控除限度額が二万円引き上げられ青色専従者は、十二万円、白色事業専従者は、八万円となりました。

◎配偶者が、五万円をこえる所得を有する場合の一人目の扶養控除額の引き上げ

現行法では、控除対象配偶者（生計を同じくするもののうち前年の所得が五万円以下の配偶者）がない場合の一人目の扶養控除額は、配偶者がいないときは七万円、配偶者が五万円をこえる所得を有するときは六万円とに区分されておりましたが、減税と簡素化をはかるため、これをどの場合にも七万円に統一されました。

◎特別徴収税額の納期の特例

特別徴収義務者（給与等の支払いをするとき、住民税を天引きして翌月の十日まで納入していただく会社事業所のこと）はその事業所などで、給与の支払いを受ける者が、常時十人未満であるものについて、市長の承認を受けた場合は年二回（六月から十月までと、十一月から翌年三月まで）に分けて納入することができることになりました。

なお特別徴収により納入される納税者のかたがたには、特別徴収義務者を通じまして納税通知書が配付済と思いますが、この改正法により税額を計算してあります。

二、電気ガス税について

◎ガスについての免税点の引き上げ

現行法においては電気ガス税の免税点（税金がかからない範囲）は、電気については四百円以下、ガスについては五百円以下とされておりますが、今回の改正では、ガスについてのみ七百円以下と引き上げられることになりました。

なお、この改正の実施時期は本年七月一日からとなっております。

住宅金融公庫が
資金の貸付

住宅の増築、改築、修繕をしようとするかたは、次の要領で住宅金融公庫から資金の貸付を受けられます。

▽貸付けを受けられる条件
1　自分所有の住宅で自ら住んでいること。
2　所要の自己負担金の調達見込みのあること。
3　元利金の償還が確実で連帯保証人があること。

▽申込み期間
昭和四十二年五月二十日から六月三十日まで

▽貸付限度額
工事に要する費用の七割に相当する金額で、十万円から三十五万円まで

▽利率　年六分

▽償還期間　十年以内

申込みは、市内各銀行支店信用金庫、農協です。

なお、くわしいことは市役所建設課におたずねください

行政心配ごと相談日

▷とき　6月24日 午前10時～正午
▷ところ　市役所2階市民相談室

なんでもお気がるに
ご相談ください

市立保育所の建設地決まる
建物は十月完成予定

市内にはたくさんの保育所入所希望者がおりますが、施設が不足で入所できないかたがあり、そのため保育所の増設が望まれていました。このため市では市立の保育所を建設しようということで、昭和四十二年度の当初予算に一千四百二万三千円を計上しましたが、このほどこの建設位置が天下島の白山神社の下に決りました。

こんど建設される保育所は九十人収容できるもので、木造平屋建で延一三五坪の計画でいま設計中です。

敷地は、五二五坪でここはくぼ地があり埋立が必要なため、市では早急に整地に着手し、十月一日から保育事業が開始できるよう工事を進める予定で、さる六月一日地鎮祭が現地で行なわれました。

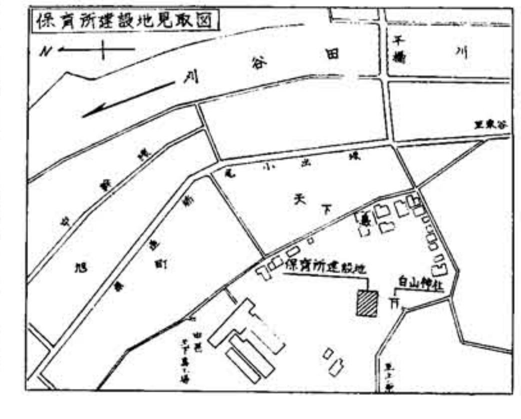

法務局栃尾出張所で臨時職員を募集

新潟地方法務局栃尾出張所（登記所）では、次の要領で臨時職員を募集しています。

ご希望のかたは、直接法務局へ申し込みください。

▽募集人員　二名、経験の有無不問
▽採用期間　昭和四十四年三月三十一日まで
▽待遇　日給五一〇円、諸手当年三回（国家公務員に準ずる待遇）
▽必要書類　履歴書、健康診断書、戸籍抄本、身元保証書（用紙は法務局にあります。）

くわしいことは、大字山田一四四ノ三、新潟地方法務局栃尾出張所（電話二一二六六四番）へ

水不足です‼　水道事情
節水にご協力を
増設工事は七月末日完成予定

近年まれにみる日照り続きで全国的に水不足の状態です。市内でも最近の水道使用量の伸びと日照り続きなどで水不足の状態が続き、一部高台地区では常に断水状態にあり地域のかたがたにはたいへんご迷惑をかけております。

市では現在上水道の拡張工事を進めておりますが、この工事の完成は七月末になる予定です。したがって、これからも当分この状態が続きますので、何分のご協力を願います。

市内の水道事情は、このような状態にありますので、水の出る地区でも道路の水まきなどはしないとともに、使用する水もできるだけ節約するなど、水道を使用されるみなさん全員のご協力を願います。

なお、次のことについて特にご協力願います。

1、洗濯槽にゴムホースなどをつないでおきますと断水時に逆流する恐れがありますので絶対につながないでください。
2、断水になる時間が予測できないので、常に水を用意願います。
3、各家庭への水道引込工事につきましては、水不足が解消するまでできるだけご遠慮されるよう願います。

子どもたちを
水から守ろう‼

これからは水に親しむシーズンです。昨年県内で発生した水死事故の総数は一六三人で、このうち十五才以下の子どもは一一三人で全体の七〇パーセントを占めています。

ことしも各地で水による事故が発生しており、市内でもすでに水の犠牲者が出ています。これらの原因をみますと幼児の事故では保護者が仕事のかたわら子守をしていたすきにあやまって事故を起したとか、小・中学校の児童生徒では指定区域以外のところで泳いであやまって事故を起したものが大部分です。

つゆがあけると急に暑くなり、幼児の水遊びが多くなりますし、とかく忙しさのあまり保護者の注意がおろそかになりがちですが、幼児の事故は保護者の責任です。

かわいい子どもさんが事故なく、すこやかに育つよう次のことに注意いたしましょう

①幼児をひとり遊びさせないこと。
②幼児同志だけで遊ばせておかないこと。
③家のまわりにある危険な場所にはあらかじめ、なわを張るとか、柵などを作ること。
④幼ない兄妹や付近の子どもに幼児をたのむことはつつしむこと。

「これからが赤痢シーズン‼」
「手洗いの励行を」

赤痢は法定伝染病の一つとして指定されています。一年中発生しておりますが、とくに、六月〜九月にかけて流行します。

赤痢にいちばんかかりやすい年齢は三歳ぐらいといわれていますが、赤痢患者の半数は十五歳以下の子どもということですから、幼いお子さんや学童のいる家庭では、これから十分注意してほしいものです。

赤痢の症状は、大体、急に寒けがして、頭痛をおこし、熱が三十八、九度でるようです。それからしばらくして腹痛がして下痢症状がでてきます。さらに粘液状の便が出てきたり、血がまじるようになるということです。

しかしそれまでほっておかず最初の症状＝寒け、発熱、頭痛や腹痛＝を訴えたら、早速医師の診察を受けたほうが安心でしょう。いわゆるしろうと判断では手おくれになってしまうおそれがあります。

赤痢には細菌性のものと、アミーバ性のものの二つがあるそうですが、前者のほうが多いということです。赤痢菌は、かならず飲食物などをとおして口からはいる病気ですですから、学校の給食とか、プールでの水あそびなどで集団的に発生しやすいものです。

これを予防するには、まず用便にはたくさん紙をつかうことと用便後はかならず流れる水できれいに手を流うことです。農家などで、よく手あらいばちを備えておくのを見受けますが、感心しません。手洗いばちを使う場合は必ず消毒液をいれて利用したいものです。

赤痢菌はハエやゴキブリの体について、ところかまわず菌をばらまかれるともいわれています。これらの害虫はもちろん徹底的に退治したいものです。また飲食物をこれらの害虫から守るくふうもぜひ必要です。

井戸や簡易水道が汚染されて一部落、一町内の大半が赤痢にかかった例が、これまでたくさんあります。保健所などと相談して水を検査してもらうこともたいせつです。

公民館だより

市長を囲んで座談会
十八日に成人のつどい

第二回成人のつどいは、きたる六月十八日（日曜日）午後一時三十分から当公民館講堂を会場に開催します。

この成人のつどいは、今春おとなの仲間入りされた新成人者を対象に開くもので、第一回目の成人者のつどいは、さる五月二十一日の五月晴れの日曜日に開催しました。この日は、二十才の声の感想文応募作品の表彰、成人として今後に期待される人間像について山内館長から講話があり引き続いて参加者全員が記念植樹のために栃尾城跡の中腹千人溜りにて三百本のつつじの苗を植えました。

このあと、栃尾城本丸跡に登り記念写真をとり、栃尾城や上杉謙信公について郷土誌研究家島田進氏より聴講し、有意義な第一回目のつどいを終了しました。

〈第二回目は市長を迎えて

第二回成人者のつどいは「市内名士を囲む座談会」として新成人者と話し合い活動を開催し、テーマも「栃尾市の現況と将来について」と題して、栃尾市長、山非龍三郎氏栃尾市議会議長、椿明氏、栃尾織維産業振興会長、佐藤松太郎氏を囲み、卒直な意見の交換をしていただき現代の若い成人者のありのままの姿に接していただくとともに、現在の栃尾市が将来に向ってどんな課題があるかを座談会を通じて若人達より理解していただこうというものです。

当日は、このほかにも、レクリエーションやゲームなども計画しておりますので、多数参加してください。

なお、第三回成人者のつどいは七月十六日にパーティー形式で行う予定です。ふるって参加ください。

【写真は，講話に聞きいる成人者（栃尾城跡山頂にて）】

夏季文芸作品募集
締切り七月十五日

市内の詩歌愛好者が、年々多くなりつつあることは喜ばしいことです。

公民館では、このたび市民の皆さんから広く、夏季文芸作品を募集することにいたしました。

みなさんの力作の応募をお待ちいたします。

応募要項

一、題　夏季文芸にふさわしい自由題とします。
二、種別　短歌、俳句、川柳
三、用紙　郵便ハガキを使用のこと、種別ごとに一葉
四、出詠点数　各種別ともに一人三点までとする。
五、あて先　栃尾市公民館内夏季文芸係あて
六、締切日　七月十五日
七、賞　入選作品には、賞品を贈る。
八、審査員　交渉中
九、発表　入選作品以上は、公民館で発表し、本人に通知する。
十、応募　住所、氏名（本名）を明記のこと。不明りようのものは審査よりのぞく。
十一、出品作品は、未発表のものにかぎる。

勤労青少年のつどい
二十五日　栃尾小体育館で

第一回勤労青少年のつどいはきたる六月二十五日（日曜日）午後一時三十分から、市教育委員会、公民館共催のもとに栃尾小学校東体育館を会場に開催します。

この勤労青少年のつどいは市内に在住する全勤労青少年を対象に開催するもので、休日の午後のひとときを楽しくなごやかなうちに、しかも有意義に過していただき、若い青少年の交歓と交流の場として話し合いの機会を提供し、若い皆さんに明日への鋭気を養っていただくことと、働く意欲をつちかっていただきたく開催するものです。

特に最近は、青少年健全育成の推進が叫ばれておりますので、今年度は六、九、二月の三回開催する予定で、青少年の健全娯楽と親睦を図ってよりよい青少年育成につとめたいと考えております。

第一回目の勤労青少年のつどいの日程は次のとおりであります。

一、日時　六月二十五日
午後一時三十分
二、会場　栃尾小学校
東体育館
三、対象　市内に在住する青少年
四、日程（午後）
一・三〇　開会
一・四〇　歌唱指導
山の歌、キャンプの歌
ピアノ伴奏で指導
二・三〇　講話
三・〇〇　レクリエーション
ゲーム、フォークダンスその他

六・七月の公民館行事

◇六月
一五日　映画会
一八日　成人のつどい
二二日　愛農学級
二五日　勤労青少年のつどい
◇七月
六日　映画教室
七日　愛農学級
婦人学級
一三日　愛農学級
一六日　成人のつどい